

FCおゆみ野 会則

第1条 名称

本クラブは、FCおゆみ野（以下「本クラブ」）と称する。

第2条 所在

本クラブは、事務局長方を連絡先とし、おゆみ野地区小学校の施設を主たる活動場所とする。

第3条 目的

本クラブではサッカーを通して下記のような子供が育つことを目的とする。

1. 状況を理解し、自分で的確な判断が下せる子供。
2. 周囲の人とのコミュニケーションを円滑に取ることができる子供。
3. 生涯サッカーを楽しむことができる技術を身につけた子供。

本クラブは千葉市及び緑区のサッカー協会に登録し、地域に根ざした活動を行う。3学年以上では千葉県サッカー協会にも登録し、より広範な交流を図る。

第4条 構成

本クラブは、所属する子供（会員）を中心とし、保護者会・代表・監督・事務局・指導部・理事会・サポートコーチで組織される。

1. 保護者は保護者会に所属し、総会の議決権は会員1名につき1議席を有する。
2. 指導部は指導を担当するコーチ全員から成る。
3. 代表と監督は指導部から選任される。
4. 事務局は指導部と保護者会から選任された者によって構成される。
5. 理事会は保護者会から選任された者によって構成される。
6. サポートコーチについてはコーチOBに就任を依頼する。

第5条 役員

本クラブの役員は次の通りとし、任期は4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。但し、再任は妨げない。事務局は年度末に次年度の役員を選任し、総会で提案する。役員は前年度の総会での承認を経て就任が確定するものとする。

1. 代表1名
2. 監督1名
3. 事務局：事務局長1名の他、副事務局長1名・会員管理係1名・入会係2名・ユニフォーム係2名・会計3名・会計監査3名・学校施設開放委員4名・おゆみ野運動広場委員1名から成る
4. 指導部：学年ごとに1名のヘッドコーチを定め、必要に応じてコーチ数名を置く。
5. 理事会：理事長1名と学年理事12名（1年生～6年生各学年より2名、うち1名を副理事長とする）から成る。
但し、未就学年については必要に応じて選任することとする。
6. 審判部1名と技術部1名
7. HP管理係1名

第6条 役員の任務

1. 代表は本クラブを主宰する。
2. 指導部は会員の技術指導を担当し、本クラブの運営上必要な事項を主体的に判断する。
3. 監督は指導部を統率する。
4. 事務局長は本クラブに関連する外部団体に対して窓口としての機能をもつ。さらに練習予定表の作成及び事務局・指導部・審判部・技術部・その他の調整を行い、本クラブの運営を執行する。
5. 副事務局長は資料の作成・入会案内の配布依頼・石灰の調達などを行い、事務局長を補佐する。
6. 会員管理係は本クラブ構成員の登録作業を担当し、必要に応じて連絡網の更新を行う。
7. 入会係は入会希望者に対して入会についての説明を行う。説明会は基本的に毎月1回、第2日曜に行う。
8. ユニフォーム係は各学年の練習用ユニフォームの背番号の管理を行う。また、入会希望者に対して練習用ユニフォームの調達も担当する。
9. 会計は、会費及びその他本クラブの収入・支出を正確に取扱い、管理する。また、年度末には収支決算書を作成し、監査を受けた後会計報告を行う。(会計年度は3月1日から翌年2月末日まで)
10. 理事会は会員と保護者を尊重し、目的に沿った活動のため相互の融和を図り、運営においては事務局を補佐する。理事長は理事会を統率し、学年理事は各学年の担当コーチと保護者の連絡調整が円滑に行われよう努める。
11. 審判部と技術部は緑区4種委員会の審判部と技術部に対する本クラブからの代表委員である。
12. HP管理係は本クラブが運営するウェブサイトの管理を行う。

第7条 活動と運営

1. 本クラブは、事務局のもと、コーチと保護者各位が互いに認め合い、協力しあい、真摯に実務運営を図るものとする。
2. 本クラブの活動と運営は原則としてボランティアによるものとする。
3. 構成員たる保護者は、目的達成のため学年を問わず協力しあい、役割を分担する。
4. コーチは第3条に沿った指導を行うものとする。
5. 保護者は、選手登録・試合への選手起用・メンバー構成・ポジション等については、コーチの判断に従う。
6. コーチの指導方法・選手起用等についての意見・要望は、書面にて各学年理事を通して事務局へ提出するものとし、コーチは指導部会議の後、意見・要望に対する回答をするものとする。
7. 会員は本クラブを所属先として県・市・区登録を行う。他クラブからの登録は市外であっても認めない。

第8条 指導部会議（コーチミーティング）

監督は必要に応じて指導部会議（コーチミーティング）を招集し、以下の事項について話し合う。

1. 本クラブの現状についての確認
2. 本会則第3条に沿った指導方法
3. 事務局からの報告
4. その他、本クラブの運営上必要な事項

第9条 理事会会合

理事長は必要に応じて理事会会合を招集し、以下の事項について話し合う。

1. 夏・冬のイベントの準備・運営に関して
2. 次年度の予算案作成
3. 卒団式の準備
4. その他本クラブの運営上必要な事項

第10条 入会・休会・退会

1. 入会希望者は、事務局入会係に連絡をとり、入会についての説明を受けたのち、入会申込書を事務局会員管理係に提出するものとする。
2. 入会希望者の県・市サッカー協会の登録及びスポーツ傷害保険等の手続きは、事務局会員管理係が行う。
3. 入会は、原則として毎月1日とする。
4. 子供の入会手続きにより、保護者も本クラブの構成員とみなす。
5. 怪我その他の理由により一時休会する場合（30日間以上）は、学年理事、ヘッドコーチ、会員管理係、会計・会費係へ速やかに連絡する。
6. 退会時には、学年理事、ヘッドコーチ、会員管理係、会計・会費係へ速やかに連絡する。千葉市内の他クラブへの移籍を目的として退会する場合には、選手移籍申請書が必要になるので、事務局長にも連絡をとる。
7. 本会則に違反、または会員・構成員として適当でないと認められた事由により総会にて退会決議があった時、退会させることができる。

第11条 会費

月会費を2,600円とする。

1. 毎月1回会費納入用の口座から引き落とす。
2. 中途入会・中途退会の場合、原則として所属する月単位で会費を納入・返金する。
3. 必要に応じて臨時の活動費（合宿費など）を集めることがある。
4. 学年ごとに独自の会費（定期的なもの）を集めることは禁ずる。
5. 会費は、県・市サッカー協会の登録・スポーツ傷害保険・大会参加費・各学年の活動費・事務局費・クラブ行事（夏イベント・冬イベント・合宿・卒団式等）・備品購入に充てる。
6. 予算執行状況により、月会費を徴収しないまたは減額することができる。
この場合の時期、金額等は、代表、監督、事務局長、理事長の協議をもって決定し、会員に書面をもって通知するものとする。

第12条 練習活動期間の周知

1. 本クラブの運営するHPに掲載される練習予定表により実施する。
2. やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習日・練習時間及び練習期間を変更または中止することがある。
3. 上記の場合、事前に連絡するかもしくは連絡網によって、周知するものとする。
4. その他学年理事は、当該学年コーチとの連絡を密にするものとする。

第13条 事故防止及び事故の責任

1. 会員は、施設利用に関する諸規則及び施設管理者ならびにコーチの指示に従って行動するものとし、コーチは良心に従って誠実に指導するものとする。
2. 活動中、不測の事故や受傷があった場合、応急的な処置は施すが、以後は各人の負担で治療するものとする。
3. 本クラブ活動中の事故については、スポーツ傷害保険の適用範囲内で保障される。
4. 本クラブ内で会員・構成員間の個人的な事由により事故・トラブルが生じた場合、原則として当事者同士の責任において対応すること。本クラブでは事務局・指導部・理事会で調整を行うが、一切の責任は負わないものとする。

第14条 総会

1. 本クラブの総会は、毎年1回開催するものとし、事務局が招集する。但し、必要が生じた場合には、臨時にこれを開催することができる。
2. 総会は、議席数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
3. 保護者がやむを得ず総会を欠席する場合には、委任状を提出することができる。
4. 議長は事務局長が務め、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第15条 総会に付議する事項

1. 活動報告・会計報告の承認、活動計画・活動方針・予算案・役員を選任の決定事項。2. 会則の設定ならびに改廃に関する事項。
3. その他重要な事項。

第16条 慶弔

本クラブ経費より支出する慶弔・病気見舞いは、次のとおりとする。

1. 会員死亡に対する弔慰金1万円とする。
2. 会員に対する見舞金（1週間以上の入院）3千円とする。
3. その他は指導部と理事会が協議するものとする。

施行期日 平成19年6月17日から施行

平成23年3月24日改正